

的計畫樹立セザル今日ニ於テ先づ從業員ニ對シテノミ負擔セシメントスル犠牲ハ更生上無意味ナルヲ以テ之ニ忍耐スルコトヲ得ズ組合側委員は調停案に反対し翌日より再び罷業は開始せられたが、形勢非にして藤沼警視總監並に吉田協調會常務理事の斡旋により遂に十月十三日次の如き解決の覺書を作成し翌日より從業員の乗車が行はれた。

## 覺書

東京市對同市電氣局從業員ノ勞働爭議ハ今回左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書四通ヲ作成シ當事者雙方及立會人各一通之ヲ保持スルモノトス

記

一、調停委員會ニ於テ決議セラレタル條項第一（一）齊解雇、更改手當支給、再採用ハトラガルコト、但シ退職希望者ニ對シテハ整理手當ヲ支給スルヨト）及第二（各職ヲ通シ現在給與額（本給、手當、賞與ヲ含ム）ノ平均二割ヲ減額ス）ハ之ヲ實行スルコト

一、減率ノ基本額ハ當初市ノ發表セル整理案ノ適用ヲ受クヘキ人員（七月十日現在）ニ對スル支給額トス

一、給與並ニ給付ニ關スル規程ノ改正ハ緊急且必要ナルヲ認ムモ右改正ハ更正ニ關スル他ノ計畫ニ關連シテ適當ニ善處ス

一、雇用者ノ復職ハ首脳部ヲ除キ其他ノ者ニ就テハ適當ニ考慮ス

一、將來市電更生ニ關スル審議機關ノ設置ヒラレタルトキハ必要ニ應ジ電氣局從業員代表ノ參與ニ關シ適當ニ考慮ス

昭和九年十月十三日

調停委員會に於ける意見の對立の要點は「更生計畫ノ確立ト其ノ實施トヲ焦眉ノ急務トスル市電經濟ノ現狀ニ鑑ミ」「已ムヲ得ザル措置ナリ」とするに對し、從業員側に於ては「根本的更生計畫樹立セザル今日ニ於テ先づ從業員ニ對シテノミ負擔ゼシメントスル犠牲ハ更生上無意味ナルヲ以テ之ニ忍耐スコトヲ得ス」とする。根本的な意見の對立とは云へ再罷業後の事實調停に於て右案を認めたことを思へば組合側に尙ほ再考すべき餘地があつたのではないか。

仄聞する處によれば幸ひ双方の互譲により解決するに至るとも、市電經濟はこれのみを以てしては更生するものに非ず、その根源に遡つて經營の合理化、各種交通機關の統制、負債の整理、將來の收入に對する補填等の方途を講究せざるべからざる

ことは明かである。従つて此度の勞働爭議を機會として市理事者、從業員共に各方面と協力して市電更生の爲に特別の機關を設け、その實現に努力するの要あることは該調停委員會に於ける各委員一致の意見であり、又その實現に努力するの意圖は充分にあつたのである。輿論も亦その必要について是等しく一致する處であつた。從業員側に於ても寧ろこれにより多くの希望を以て一時の忍耐をなすべきではなかつたらうか。

嘗つて日本海員組合が日本船主協會との勞働爭議に於て二六六隻の停船と八、八六八名の爭議參加人員とを以て昭和四年獲得したる普通船員標準給料最低月額協定を海運界稀有の不況に當つて船主側より給料の引下げを提案せられ、協議の結果昭和六年二月組合は失業救濟に重點を置いて遂に忍ぶべからざるを忍んで給料の暫定的引下を協定し、其後二箇年を経て海運界の復活を期とし再び昭和八年三月より舊に復活せしめた。勞働組合が國爭それ自體を目的とするものではなくて、現實の組合員一般の福利と社會の改造とを求めて居るものであるならば、東交組合も亦此の故知に倣ふべきではなかつたか。前述の如く市電經濟の行詰りが衆目の見る處であり、その對策も亦種々講究されつゝある際である。只問題はそれ等の對策が根本的なものであればあるだけ、現在の政治經濟機構に於ては困難なのである。それは單なる罷業によつては解決され得ない。これを強行せしむる力にかけて居るのである。東交組合としては自らの持つイデオロギーから云ふも新しき更生委員會に於て更生計畫の樹立とその實現をブッシュすべき力となることこそ眞の目的到達の途ではなかつたか。眞に千載一遇の好機を逸したと云はねばなるまい。